

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年1月13日（火）午後2時30分から午後4時30分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 矢 数 昌 雄（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 諸徳寺 聡 子（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 阿 部 浩 己（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
検察官 大 串 雅 里（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）
検察官 田 澤 奈津子（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
検察官 中 島 泰 徳（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
弁護士 古 橋 将（東京弁護士会所属）
弁護士 高 橋 郁 子（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の方々に出席していただいた上で、意見交換会を開催させていただきます。まず、裁判員を経験した方々から、裁判員裁判を経験する前と後で裁判員裁判に対する印象の違いがあったか、裁判員裁判を経験してみたの感想等について、一、二分程度簡単にお伺いできればと思います。では、1番の方からどうぞ。

1 番

私は、裁判員制度があるのは参加する前に分かってたんですけども、今回、私の場合は約2年前だったんですけども、今日参考の資料を読ませていただいてまたいろいろよみがえってきたんですけども、経験して、ふだんの生活が変わったかというと全然変わりもしないし、ただ、新聞とかテレビとかそういうものを、よく裁判員制度の裁判の資料というか新聞に出てくる

とそれを読んだり、今まではそういうのに目も通さなかったんですけども、そういうふうにはやっぱり目が向いていったというか、そんな程度です。ただ、自分の生活にはあんまり変わりというか、そんな程度の、ニュースを見るようになったということだけです。

司会者

では、2番の方どうぞ。

2番

私も1番の方と同じようでした、裁判員裁判を経験する前は、非常に遠くでしていること、自分には関係ないんじゃないかななんて思っておりました。思いがけず機会をいただいて経験することができまして、それから少し真剣に見るようになりました。そして、裁判員裁判でこういう判決が出たというのが新聞に出てますと、よく読んで、自分だったらこういうときどうしたんだろうなんてちょっと考えたりするようにはなりました。それとあと周りの方にですね、いつこういう機会が来るか分からないから、来たらぜひ経験してみたらいいというお話はしてます。というのは、意外と皆さん遠いことのように感じてますし、また、そんな人の人生に関わるようなことはできないという声をたくさん聞いたんですね。私が経験すると言ったときにそういう声をいただいたんですが、やってみたらそんな遠くのものでもないし、大それたものでもなくて、やはりとても、何というんでしょうね、一つのことを考える上で、こういった世界もあるんでしょうし、そして私達が一生懸命考えたことでも、こうして一つの、何というんでしょうか、形になるというか、参加できたんだという充実感がありましたので、お勧めしたりしております。以上です。

司会者

では、3番の方お願いします。

3番

私も今の2人と一緒に、特に生活が変わるわけではなかったんですけども、やはりニュースとか見てて、この裁判は裁判員なのかなとか、そういうふうになんて見方が変わるといふのは少しありました。あと、今回裁判員に選ばれ、上司に話したときに、うちの奥さんも実は裁判員になったんだよとかということもあつたり、あと、本当偶然なんですけれど、私の友達も今年裁判員の候補者に選ばれたりとか、意外と、何千分の1という割には結構近いところで当たる人がいるのかなという、遠いようで近いという印象も少しあつて。やっぱりどうしたらいいのというふうになんて友達からも聞かれたんですけど、やっぱり選ばれたらぜひやったほうがいいんじゃないかなというのをお話ししました。なので、選ばれる機会がある人はぜひ経験していただきたいかなと思つてました。

司会者

では、4番の方をお願いします。

4番

私も先にお話しされた方と重複するんですけども、まず裁判員に選ばれてみて、今まで個人的にいろいろ裁判とかは興味があつたりしたので、新聞報道とかいろいろと見たりしたんですけども、どっちかというとなんてやっぱり民事のほうの、いろんな有名な会社ですとかそういったところがこういうことで裁判になっているんだとか、そういうニュースがあつたときのほうをやっぱり中心に見ていたのですが、それが裁判員とか経験してみたところ、やっぱりこの事件は裁判員裁判になるのかなとか、そういったところで興味の関心がちょっと変わってきたなというところがあります。あと、生活は特に変わらないんですけども、私の周りもですね、裁判員になった人はいなかったんですけども、候補者に選ばれた方というのが何人かいて、選ばれたんだという、選ばれることがあるんだというふうな、そういうような話とかも結構聞いたりはしました。実際やってみたいという人も中にいたり、

絶対やりたくないというふうに言う人とか、いろんな意見はありましたけれども、私、実際やってみてどうなんだというふうに聞かれたときには、人生で選ばれるかどうか分からないことなので、いい経験だからやってみたらというような、そういう話はしたりはしております。以上です。

司会者

では、5番の方をお願いします。

5番

私も皆さんと重複するところはかなり多いんですけども、生活が変わったかどうかと申し上げるとですね、変わってないです。ただ、裁判が始まった1日目、2日目とかは、やはり非日常的な話を多々耳にしましたので、夜少し寝つきが悪かったりとか、そういったことはありました。ただ、それがずっと続くということではなく、今は普通に生活をしております。それから、裁判員制度を経験した後はやはり皆さんと同じですけども、ニュースとか新聞とかそういったものはよく目を通すようになったなという感じはしております。もう一つですね、自分自身よく変わったなと思うのは、他人の意見ですね、人の意見。これまでも人の意見というのはよく聞くようにはしてたつもりだったんですけども、裁判員制度を経験して、本当にいろんな考え方があるんだなというのを改めて自分自身は経験させていただいたかなと思っております。私は勤務している会社で初めてだったもので、周りの人からどうだったのかいろんなことを聞かれるんですけども、皆様と同様に、もしそういった機会があったら、非常にいい経験になると思うので参加したほうがいいですよというお話をさせていただいております。以上です。

司会者

それでは、6番の方どうぞ。

6番

私も特に生活が変わったとかはなく、ただ、今まで新聞とかテレビとか、

大きい事件ばかりが目についていたんですけれども、地元の事件とか、例えば多摩版の小さい隅っこのほうに書いてある事件まで新聞とか目が行くようにはなりました。参加してみて、いろんな方の意見も聞けましたし、結果的にはやっぱり参加できてよかったと思っています。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。それでは早速、法廷でなされた審理の内容等について皆さんにお聞きすることにいたします。まず1日目、非常に緊張して法廷に臨むことになると思うんですが、被告人が罪を認めるかどうかの、私達は罪状認否と呼んでいるんですが、それが終わった後、検察官と弁護人のほうから、その問題となった事件、担当してる事件の概要とか、今後こういうことを立証していきたいんだとか、重要な立証ポイントについての説明を冒頭陳述という形でされたと思うんですが、その冒頭陳述が全ての始まりに近いものですから、その冒頭陳述の内容が分かりやすかったのかどうかという点についてまずお伺いしたいと思います。それでは、恐縮ですが、1番の方からでよろしいでしょうか。

1番

冒頭陳述に関しては、私達裁判員に選ばれる方は皆さんそういう司法に関係のない方が選ばれると最初に聞きましたので、私でもできるのかと思っていましたが、本当に分かりやすく、他の方も分かりやすかったので、その後の評議に関しても、自分の意見を気取らずに感じたことを話せたというか、とても検察官もそれから裁判官も私達素人に分かりやすく説明していただいたので、本当によかったです。

司会者

2番の方はいかがでしょうか。

2番

私のときも非常に分かりやすかったと思います。そして、最初にちょっと

資料みたいなものをいただいていたので、それを見ていたんですけれども、この冒頭陳述の場で言われる意見というのが、非常に何というんですかね、分かりやすく上手にまとまっているので、すごいなって、ちょっとそんなふうに素人っぽい考えで申し訳ないんですが、思ったのを覚えております。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

そうですね、話の流れとかもすごく分かりやすく説明されていて、とても分かりやすかったと思います。あと検察官のイメージが、何かすごいヒーロー役のようなイメージがものすごく、そのときはちょっと感じました。

司会者

それは厳しかったということですかね。

3番

何かこう、厳しい感じに、責め立てるというのか、何というんですかね。

司会者

検察官の冒頭陳述の内容が厳しかったというイメージを持ったということですか。

3番

そうですね。はい。

司会者

どういう点で厳しいなというふうな感じを持ちましたか。

3番

何と言ったらいいんだろう。被告人に対して責め立てるような言い方、わざとそういうふうに怒らせるような言い方をしてるのかなというような、何か、「本当は持ったんでしょう、こうなんでしょう。」というような感じに言ってるように思ったんで、何か意地悪で言ってるの、わざとなのかなとい

う、そういうふうには心理作戦なのか何なのかちょっと分からないんですけど、ちょっと私がやったときの検察官のイメージは、ちょっと意地悪という、意地悪い感じに見えました。

司会者

それは被告人質問とかじゃなくて、冒頭陳述の段階からという。

3番

何かちょっと。はい。

司会者

今の感想なんですが、検察官いかがですか。

大串検察官

意地悪くやる検察官は、多分意識的にやる検察官はいないと思うので、それはやり方の問題かなと。少なくとも冒頭陳述は、証拠により証明しようとする事実を淡々と述べるというのが原則で、そうやっているつもりなんですけれど、中には感情移入した検察官がいたのかもしれませんが。

司会者

それでは、引き続き4番の方いかがでしょうか。

4番

私もですね、手続の流れは非常に丁寧に説明していただいたなというふうに思っています。一番驚いたのはですね、検察官の資料が特にそうだったんですけども、資料のほうはビジュアルに作られていたというような、どっちかというとはですね、何か書面のやりとりで、書面の朗読で終わるというような、そういうような印象があったんですけども、渡された資料を見てですね、非常に分かりやすく整理された資料が出てきたなということで、やはり素人にも分かりやすいような形でいろいろ努力された結果なのかなというふうな、そういう印象がありました。一方、ちょっとあれですけども、検察官の資料が結構まとまった関係で、それと比較すると弁護人の資料がち

よっと弱いというか、何かそういうような印象がありました。以上です。

司会者

弱いというのはどういう感じですかね。

4 番

弱いというのはですね、何と言ったらいいか、立場が違う方が作った資料というのものもあるのかもしれませんが、やはり分かりやすい、資料を見て分かりやすいというのが検察官の資料で、弁護人の資料というのは、それに比べると結局何を言いたいのかというところがあんまり伝わらなかったような、そういうような印象が、資料だけではちょっと伝わりにくかったというような印象がありました。

司会者

ありがとうございます。では、弁護人のほうで何かあれば。ビジュアルの点も含めてのようなんですが、伝わりにくかったという話がちょっと出てきましたので。

古橋弁護士

弁護人の場合はですね、検察官と恐らくちょっと違うのは、個人個人作り方が違うので、それぞれの弁護人の考え方というのがすごく反映されたものになっているとは思いますが、少し伺いたいののが、配布ペーパーのお話があったと思うんですけども、単純に冒頭陳述を聞いても弱いと思ったのか、それとも今のお話は配布ペーパーの話に限った話なのか。そのあたりはどうでしょうか。

4 番

私個人の印象になりますけれども、やはりちょっと配布ペーパーと、裁判で弁護人の話を聞いても、やはりちょっと弱かったなというような印象があります。

古橋弁護士

ありがとうございます。あくまで本チャンは話なんですよ。配布ペーパーというのは補助道具になるので。そのいずれも弱かったということであると、やはり最初から練り直しなんだろうなというふうには思います。

司会者

それでは、引き続いて5番の方をお願いします。

5番

結論から申し上げますと非常に理解しやすかったということですかね。今4番の方もおっしゃってましたけれども、私もこういった、何と申しますかね、パワポで作ったような資料が出てくるとは想像しておりませんで、もっと文字文字したものが出てくると思ってたんですけれども。事件の流れもですね、非常に過去にさかのぼって時系列を追って理解しやすいものになってましたし、そういった面では非常に分かりやすかったと感じております。以上です。

司会者

では、6番の方をお願いします。

6番

自分も同じで、非常に分かりやすく、配布ペーパーのほうも分かりやすく読み込めましたし、特に疑問に思ったこともありませんでした。以上です。

司会者

すごくお褒めの言葉をいただいたようで、非常にうれしいことではあるんですが。検察官、弁護人も含め、裁判所も含めて、冒頭陳述がほぼ出発点ということで、見やすいように、分かりやすさの原点にも近いと思うんですが、そういうことでかなり気にして作ってらっしゃるということが評価されてるのかなというふうに思います。皆さんの意見をお聞きすると分かりやすかったということなんですけれども、ちょっとここはもう少しこうしたほうがいいのか、ちょっとこの点は引っかけたなとかいう点は何かございましたか。6番の方いかがでしょうか。

6 番

特にありませんでした。

司会者

では、皆さんのほうで特に引っかかった点とか気になった点とかは、ありましたか。担当された事件では。5 番の方どうぞ。

5 番

そうですね。検察官が作った資料というのは非常に細かくて情報量も多いんですね。一方、弁護士側から出てきた資料というのがですね、かなりざっくりしてまして、分かりやすいは分かりやすいんですけども、情報量の観点で言うとはですね、多分3分の1ぐらいの情報量になってまして、そこで言うとはですね、何か初めの段階から検察官のほうに、何というんですかね、僕ら自身がそっちのほうの方が分かりやすいんだみたいな、心理的に寄っちゃうみたいな感覚があったのかなという気はしました。

司会者

5 番の方の担当した事件を拝見すると、確かに検察官の冒頭陳述のメモと弁護人の冒頭陳述のメモではかなり情報量の違いがあるんですが、例えば検察官のこの冒頭陳述が長過ぎて余り入ってこなかったとか、ちょっと情報量が多かったんじゃないかとかいう感じは特には受けなかったというふうにお聞きしてよろしいでしょうか。5 番の方どうぞ。

5 番

はい、そうですね。

司会者

他に冒頭陳述についてございますか。では、なければ次に移っていきたいと思います。実際に冒頭陳述が終わって、証人尋問あるいは被告人質問、証拠書類の朗読とかの証拠調べに入ってきたと思うんですが。この証人尋問、被告人質問というのも尋問の仕方が非常に意味難しくて、なかなか分か

りやすいところに即つながっているのかなというところも、法曹三者の悩みの種ではあるんですが。その点について、証人尋問、被告人質問ということでいいかと思いますが、分かりにくいところがあったとか、こういうふうなやり方でやったので非常に分かりやすかったとか、そういう感想があればお教えいただきたいと思うんですが。1番の方いかがでしょうか。

1番

私の携わった事件では、弁護士それから検察官も、身内同士だったので余り法廷で争うというような場面はなかったもので、本当にそういうのでは分かりやすく説明をされていたので、裁判の中ではあんまり罪を認める認めないとかそういう言い争いもなく、スムーズに分かりやすくお互いに納得し合った感じで、全然難しくなかったです。

司会者

2番の方いかがですか。

2番

私のときはテープを見たりとかそういうこともあったんですが、そういうのが理解する上での大きな助けになったというか、弁護士がおっしゃってる内容とそのテープを見た内容というのを両方見ることによって違いが分かったりとかいうことで、そういった点では分かりやすかったんですが。あと、最終的に、何というんでしょうね、事件の内容そのものが、人の心と言ったら変なんですけれども、人間性とか人の心に入ってくることでしたので、それをどうやって私達が見たらいいのだろうかというのがちょっと分かりづらいというんでしょうか、そういうのがありました。こう言ってますからこうですとか、反対から今度こうだからこうですとか、そういうふうに言われても、その場だけでそれを聞いただけでそれを理解してこうだと決めつけるのがなかなか難しく、聞いていて非常に迷うところもありました。ただ、検察官も弁護士もそれほど、熱を持ってと言ったら変なんですけれども、そういっ

た人間の心の問題だからかもしれませんが、強く何かを言って、これがこうだからこうなったからというふうな、そういった場面はなかったように思います。ですから、そういうのを聞いて、書いてあるものを見ながらお聞きして、なるほどなというのは分かるんですが、もう一つ奥が分かりづらいというか、うまく表現できないんですが、ちょっとそんな感じの面がたくさんあったような気がいたします。

司会者

今日出席された方の中では2番の方の担当された事件が唯一否認事件ということで、要するに内面の同意があったとかそういう内面の問題が絡んできたので、そこがちょっと分かりにくかったと、そういう趣旨ですかね。

2番

はい。

司会者

そういう点に関して、何か検察官あるいは弁護人のほうで質問の仕方とか何か工夫、これは分かりやすかったかなとか、これは分かりにくかったかなとか、具体的に浮かんできますか。

2番

余り分かりやすかったという印象がないんですね。例えば弁護人が何か言って被告人に聞いて、被告人が例えばそれを否認したり肯定したりするとか、その逆もあるんですけども、そういう場合に、そのどれもが内面的なことなので、そうかなと思えてしまう部分があるんですね。白黒はっきりというんじゃないくて。ですからその辺がちょっと、もう一步踏み込めなかったかなと、これは終わってからもずっと思ってたんですけども、そんな感じの証言というか、そんな法廷でした。

司会者

3番の方いかがでしょうか。

3 番

評議については、弁護人の話がだんだん進むにつれて、どの方向に行きたいのかがちょっと分からないような感じになって、裁判官からも結局何が言いたいんですかみたいな感じのこともあったんで。ただ、その人のあれかもしれないですけど、弁護人のお話がちょっと分かりづらい点があったように感じました。あと、どうしても、家族関係とかのお話になったときに、ちょっと感情移入じゃないんですけど、この人の性格とか、もしかしたらこうだったんじゃないのかなとか、いろいろちょっと考えて、それで最後の判決を考えるととかに、ちょっと何日か、何か精神的にちょっと不安定になるというか、自分がああ、どうしたらいいんだろうって、この人にとってどうしたらいいのかとか、これで自分が言うことによってこの人の一生決まっちゃうのかなとかっていうのをすごい深く深く考え過ぎちゃって、一人で、ちょっと考え過ぎちゃったというところがありました。

司会者

今、弁護人の話がちょっと分かりづらいところがあったというのは、何についてですかね。内容としては被告人質問とかそういうことではなくて違う場面ですかね。

3 番

質問も何か事件に関してそんなに必要はないんじゃないのかなというようなことを聞いてたりとか、それ別に聞かなくてもいいんじゃないのという内容とかが多くて、それは別に今聞かなくてもいいんじゃないですかというふうに確かおっしゃられてたような気がするんです。

司会者

なるほど。要するに弁護人の質問の意図が余り伝わらずに、むしろ分からないままに質問が進んでるという感じですか。

3 番

はい。

司会者

では、この点でちょっと疑問が出ましたので、弁護人のほうに話をしていたいただければと思うんですが。

古橋弁護士

今のは被告人質問ということですかね。それとも何か別の第三者の方が来た証人尋問だったんでしょうか。

3番

質問の段階から全体的を通して、何かちょっと疑問のような感じを受けるのが多かったように思います。

古橋弁護士

もう一つ、質問なんです。それは弁護人から先に聞く、いわゆる主尋問ということだったのでしょうか。それとも、検察官の質問の後に言う、反対尋問ということでしたか。それとも、両方とも分かりにくかったのでしょうか。

3番

両方とも分かりづらかったかも。すいません。

古橋弁護士

尋問をしてるときにも、皆さんにお伝えしたいことがそれぞれありながら、ねらいや意図を持って質問していると思います。それが伝わらなかったということになると、残念ながらその弁護士のねらいが失敗したと、又は質問の方法が悪かったという結論にならざるを得ないかなというふうに思います。また伺いたいことなんですけれども、そういう分かりにくい尋問、何言ってるんだろう、この人、何が言いたいんだろうというふうになったときに、どういうお気持ちになったかというのも教えていただけますか。

3番

そうですね。何を聞きたいのかもちょっとよく分からなくて、結果的にこ

の人はどうしたいのかというのを、ちょっとはっきり分かりづらかったかな
というのと、何と言ったらいいんだろうな・・・何ですかね。

司会者

率直に、その場でそういう分かりにくい質問を多分結構な時間聞かれてた
ことになると思うんですが、そのときにどう思ったかというのを率直に言っ
ていただいたほうがいいと思います。

3 番

で、どうしたいのという印象が、ありました。

古橋弁護士

ありがとうございます。

司会者

では、4 番の方いかがでしょうか。

4 番

弁護士、検察官それぞれ質問の仕方ですとかそういったところはいろいろ
考えて質問されてるんだなというふうな印象がありましたけれども、弁護人
の証人として出てきた人が結構癖がある人で、弁護人が何かその癖のある方
をあんまり制御しきれてないといいますか、結局弁護人が導き出したい答え
というところが出てきてなかったような、それがもしかしたら出てきたのか
もしれませんが、裁判員のほうにあんまり伝わってなかったような、
何かそういうよう印象が強かったです。

司会者

今の4 番の方の感想なんですが、担当した裁判官もいらっしゃいますので、
裁判所のほうでどういうふうな感じだったのかということをお願いだけ
ればと思いますが。

諸徳寺裁判官

どの方が。

4 番

お二人，結局何が言いたいののが余りこう，言いたいことが多分いろいろあり過ぎて，あんまり整理できてなかったような印象があつてですね，それを弁護人がうまいこと導き出せばよかったような気がするんですけども，あんまりそういうようなことができてなかったような気がしました。

諸徳寺裁判官

ちょっと具体的な記憶でこの点が制御しきれてなかったなというのが私ちょっと思い出せないんですけども，お二方ともというか，お一人は専門家証人で，かなり時間を気にして早口で専門用語をばあつと話されていたのが非常に印象的でした。もうお一方も独特な，かなり心理学的な用語等を好んで用いられる方だったので，そういう意味では確かにちょっと分かりにくい。分かりにくさをもう少し踏み込んで分かりやすく引き出しながら質問できればよかったのかなという記憶ですかね，現時点では。

司会者

では，5 番の方お願いします。

5 番

検察官が証拠書類で供述調書を朗読なされたと思うんですけども，これが非常に分かりやすくてですね，時間としては30分ぐらい，30分もあつたかな，30分じゃちょっと多いかもしれないですけど，20分は朗読なされてたと思うんですけども，結構な時間朗読なされてたんですが，こちらが，時間が長いと感じることもなくてですね，非常に分かりやすく，何か物語を読んでもらうような形ですらすらと頭に入ってきて，その点に関しては非常に分かりやすいなという気がしました。一方で，少し分かりにくいなと感じたことがありますして，やはり専門用語が飛び交う場面というのがあつてですね，何を言ってるんだらうとか，そういうことは感じたことがあります。以上です。

司会者

具体的に専門用語というのは、どういう言葉が飛び交ったんでしょうか。

5 番

飛び交ったと言うとちょっと言い過ぎかもしれないんですけども、多分皆さんだともう当たり前の言葉なのかもしれないんですけども、すごく印象に残ってるのは伝聞ですね。「それは伝聞です」、「伝聞です」と結構出てきまして、ああ、そういうことねというのが途中から理解できたんですけども、一番初め聞いたときに、余り我々日常生活でそれは伝聞ですとか使わないと思うので。何というんですかね、皆様からすると非常に一般的な用語かもしれないんですけども、我々からするとちょっと分からない言葉というのがあるので、よく出る言葉みたいな単語集みたいなのが事前にあると、より理解が進むんじゃないかなという気はしました。以上です。

司会者

私が担当させていただいた事件なので弁明させていただきます。多分検察官から伝聞ですという異議がかなり出た事案で、実際にある程度伝聞は覚悟してたんですけども、予想以上に伝聞の部分がちょっと多かったということがあって、検察官としてはやはり異議を出さざるを得なかったというところがあって、多分その法廷でのやりとりが、何やってるんだろうということにつながったのかなと思って、これはちょっと事前の争点整理の段階でもっとちゃんとしておくべきだったのかなと私のほうは振り返って思っております。申しわけありませんでした。6 番の方いかがでしょうか。

6 番

私も検察官の方は非常に分かりやすく理解できたんですけども、弁護人の方も話をよく聞けば理解はできたんですけども、すごい印象に残ってるのが、声が小さかったというのと若干早口だったというのがあって、裁判官が途中でもう少し大きな声でと指摘してくださったりしたので問題はありま

せんでしたけれども、それが印象に残っております。以上です。

司会者

今ちょっと4番の方もうなずいてたんですけれど、何かそういうことはありましたか。

4番

確かに弁護人の質問とかがちょっと小さかったりとかしてですね、スーツにマイクを付ける、多分位置の問題とかいろいろあったんだと思いますけれども、ちょっと聞き取りにくくて、裁判長のほうからちょっと指摘をさせていただいたというようなことは確かにありましたね。

司会者

検察官は大丈夫でしたか。

4番

検察官は大丈夫でした。

司会者

ということで、また弁護人のほうに行くんですが、いかがでしょうか。

古橋弁護士

返すお言葉もございません。私がロースクールに入って一番最初に教えられたことは、法廷で隅々まで聞こえる大ききでしゃべられない法曹なんて法曹じゃないと言ってですね、すごく怒られたのを覚えています。研修の際には声を大きくゆっくり分かりやすくしゃべるような指導しているんですけれども、今後徹底させていただきたいなというふうに思っています。

司会者

今たまたま5番の方から出たので、結構法廷で弁護人あるいは検察官から異議とかが出たりして、ちょっと流れが中断されるような場面もあったかと思うんですが、そういう場面を見て、何か感じたことがありましたら教えていただきたいのと、当事者のそういう行為を見てどういうふう to 実際裁判員

の方は感じるのかということも、こちらのほうもちょっと勉強しておきたいので教えていただければと思います。なければなくて結構です。1番の方がいかがでしょうか

1番

私が参加させていただいた裁判の中では、そういう私達素人に分からない言葉というのは使われておりませんでしたので大丈夫でした。

司会者

ありがとうございます。2番の方がいかがでしょうか。

2番

私のときもなかったです。

司会者

3番の方がいかがでしょうか。

3番

特になかったと。はい。

司会者

5番、6番の方は先ほど出たので、4番の方はいかがでしたでしょうか。

4番

特になかったと思います。

司会者

あと、がらっと話題は替わるんですけども、被害者参加ということが比較的最近認められて、実際に4番から6番の方が担当された事件では被害者の遺族の方が参加されていて、法廷でも一定の発言がされたかと思うんですが、そういう被害者の遺族の方が参加された裁判員裁判を経験して、率直に被害者参加のことについてどういう感想をお持ちになられたかお聞かせ願えればと思います。では、6番の方がいかがでしょうか。

6番

正直、被害者の方々がすすり泣くのがずっと聞こえてたので、やはり感情移入は少ししてしまう部分がありましたけれども、被害者の方々の意見を聞くことも大事だと思いました。だから必要だと思います。

司会者

ありがとうございました。5番の方いかがでしょうか。

5番

そうですね。結論から言うと必要だと思います。ただ、非常に感情的になられて話を、感情的にはなってなかったかな、傍聴なされてる際はですね、すすり泣く声が聞こえたりとか、それからお話をされるときもですね、非常に強い決意というか、被告人に対する憎しみみたいなものが前面に出てる印象は受けましたので、そういうのを見るのはやっぱりつらいなという気はしますけれども。でも、参考にはなると思いますので、あったほうがいいかなと感じております。

司会者

では、4番の方お願いします。

4番

私も5番の方と同じような意見なんですけれども、結構被害者の方が参加すると難しいかなというところはやっぱりあります。どうしても感情的になられてる、私が担当した方はすごく冷静に淡々とお話しをされておりましたけれども、それが逆に、その言葉の中に強い加害者に対する憎しみですとかそういったものがやっぱり感じられたりとかいろいろありましたので、必要なことだとは思いますが、実際そのお話を聞くと結構難しいというか、被害者の方が言ってることをどういうふうに受け止めたらいいいんだろうなというところは非常に難しかったかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。被害者参加については検察官のほうでもかなり

いろんな面で苦勞されてると思うんですけれども、今の裁判員の方々の感想をお聞きしてどうでしょうか。

大串検察官

一応検察官としては、別に被害者の代理人ではありませんけれども、被害者の感情というのは公益の代表として法廷に現出しないといけないという公正な立場でやっていますけれども、やっぱりそれは検察官としての立場であって、被害者の生の立場とは違う。そういう意味で、被害者のあるいは遺族の方々が法廷に出てきたときには、我々検察官とはまた違う感情を持ってまさにそういう言い方をされるんだろうと思うんですけれども。私個人的にはですね、やっぱりそれが事件の実体なので、そういうのも全部聞いていただいた上で判断していただくのがいいのかなというふうには思っております。

司会者

では、5番の方どうぞ。

5番

すいません。先ほどお話しし忘れたんですけれども、私が担当させていただいた事案ですと、証拠というものがほとんど残ってなくてですね、供述調書が証拠になってるような事案だったんですが、被告人が言ってることというのが本当なのかどうかというのが分からないわけですよ。そういった中で、被害者遺族の方がお話をされるときに、どういうふうな形で聞いているのかとか、どういう表情で聞いているんだろうとか、そんなのは参考になったかなとは思いますが。

司会者

ありがとうございました。それでは、引き続いて論告と弁論の話にちょっと持っていきたいと思うんですが。最終的に法廷で調べられた証拠を踏まえた上で、検察官のほうはいわゆる求刑という言葉で呼ばれてると思うんですが、そういう形で刑を求刑するという一方で、弁護人のほうも自分の

望む刑を言う場合もありますし言わない場合もあるんですが、この証拠調べを踏まえた上での論告・弁論が最終的締めになるわけなんです。これの内容等について、長くてちょっと大変だったとか、コンパクトにまとまっていたとか、要領を得たとか、いろいろ感想はあるかと思うんですが、率直なところどうだったのかという点をちょっとお聞かせ願えればと思います。1番の方をお願いします。

1番

論告内容については別に長くもないし短くもなく、私達裁判員に分かりやすくされてたので、私はよかったと思います。

司会者

2番の方をお願いします。

2番

私のときも、今思い出してみたんですが、そんなにどちらも長いとかくどいとか、それからむしろ短過ぎるとか、そういったことは感じませんでした。さんざん評議をしてきたものとか、それから書類をいただいて見てきたものと、それにのっかってというんでしょうかね、それの上に乗っかって出てる意見みたいな感じでしたので、非常に分かりやすくスムーズだったんですが。ただ、だからといってどっちが絶対正しいとかいうふうにはなかなか思えなくて、どちらも、うん、なるほどという感じで聞いていたような気がいたします。

司会者

ありがとうございました。3番の方をお願いします。

3番

論告に関しては、第一印象もあれだったんですけど、検察官がやっぱり厳しい感じがあって、何か求刑も確かにちょっと厳しめに言ってるところがあったのかなということはあったんですけど、別に長いとかということも

なかったと思います。

司会者

4番の方がいかがでしょうか。

4番

私のほうもですね、最初冒頭のところで申し上げたような傾向が最後のところにも続いてきたのかなというところがやっぱりあります。検察官の論告はやはり分かりやすく、ただちょっと情報量がやっぱり多いかなというような気はしましたけれども、分かりやすくいろいろ書いていただいているなというような印象があります。一方で弁護人のほうはですね、途中の証人尋問のところでもちょっと発言させていただきましたけれども、やはりちょっと何を伝えたい、何を証明したいのかというところがですね、ちょっと他の裁判員の方は分かりませんでしたけれども、私のほうにはあんまり伝わらなかったというところがありまして。証人尋問がそういう形でしたので、それを最後のメモのところでもまとめて書いていただいているんですけども、やっぱり、恐らくこういうことを言いたかったんだろうなというような推測はできましたけれども、実際の裁判の場での証人尋問のところ、私のところにはちょっと言いたいことが分からなかったもので、それがずっと引きずられたような形のものになったかなというような印象があります。

司会者

今の検察官の論告は情報量が多かったという話は、ただ、情報量がちょっと過多じゃないかとかそういうところまでは行ってないというふうにお聞きすればよろしいのでしょうかね。

4番

はい。そこまでのものではないですけども、最初の冒頭陳述のところと繰り返しになっているところとかは当然ありますけれども、そういった意味で文字量が最後のところもやっぱり多いかな、多かったなというようなそういう、単純にそう思っただけで、だからちょっと長くて大変だったとかそういう

ったことではないです。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方お願いします。

5番

論告に関しては非常に分かりやすくまとまっております、非常に理解ができたという記憶があります。一方ですね、求刑の年数に関しては、そのときの印象として、あっ、そんなもんなんだというのが非常に印象に残っていますね。遺族の方が出てきて、そこでも非常に強いお言葉で話をなされてたりとか、事件自体がかなり凄惨なものということもあまして、素人ですので当然私こういう経験も初めてなので、年数を聞いたとき、あっ、それぐらいのものなんだというのが非常に強く印象に残っております。同じく弁論のほうもですね、求刑に対してこれぐらいの年数が妥当なんじゃないかという話をなされたと思うんですけども、こちらに関しては非常に年数が、求刑の年数から比べると非常に短い年数でございますね、その理由付けというか、何でそうなのかというところがよく分からなかったですね。年数だけバンと出てきたイメージがあって、その裏付けが余りにもなかったかなという印象が残っております。以上です。

司会者

今いみじくもその指摘が出たんですけども、これも私の事件なので一応年数だけ言わせてもらおうと、検察官の求刑が25年で弁護人の意見が9年というすごく離れた事件で、事件の内容自体は拳銃を用いて殺害して死体をほぼ溶かしてしまったというような、凄惨な事件と5番の方がおっしゃられましたが、その事件だったんですが。それで今、要するに求刑というか弁護人の意見の根拠、なぜ9年と言うのか、その根拠が余り伝わってなかったというような話が出たと思うんですが、これについては弁護人のほうはいかがでしょう。

古橋弁護士

これは量刑データベースを使ってはいないんですかね。

司会者

いません。

古橋弁護士

なぜ何年なのかというのはなかなか難しい面もあるんですけども、確かに今私も見てなぜかというのはちょっと分かりにくいのかなというふうに思います。もしかしたら評議でやられたかもしれませんけれども、今流れとしてはやはり量刑データベースを用いて、その中からなぜその意見というか年数が導き出されるかというのをしっかりと道筋を立てようという話は弁護士会でもしているところでもあります。ただ、そのやり方にはやはり弁護士それぞれによって違う部分があるんですけども、一つの考え方としては量刑データベースを用いるという考え方もあるので、今御指摘いただいた点は会に持ち帰ってお話ししたいというふうに思います。ありがとうございました。

司会者

6番の方はいかがでしょうか。

6番

私も5番の方と重複する部分もありますけれども、検察官と弁護人の求刑の年数の開きを疑問に思いました、確かに。あと、おっしゃったとおり理由がちょっとよく分からない。もしかしたら被告人が自首しているとか、供述できるのはこの人しかいないというのを含んで、この年数にしたのかなと思いましたけれども、疑問が残っていました。論告メモ等は非常に分かりやすく、今までの最終確認のようにちゃんと読み込むことができました。以上です。

司会者

たまたま今量刑データベースという言葉が出たので、この際お聞きしたい

と思うんですが。1番の方と3番の方と4番の方が担当された事件で、多分弁護人の最終弁論の中で量刑分布表みたいなのが見されたようなんですが、記憶にあるかどうかちょっと分からないんですが、資料を見る限り何か量刑表のグラフが示されてるようなんですが、そういうグラフを用いた弁論、論告でもいいんですけども、この場合は弁論だったんで弁論という形にしますが、そういう量刑表分布図みたいなのを示した上での弁論というのは聞いていてどういう感じを受けましたでしょうか。1番の方からお願いします。

1番

私が担当した事件は、加害者が刑に服するというか、本当に改心してるというか、ものすごく、自分も本当はという感じのことだったので、あんまり減刑とかそういうのを願ってなかったんで、検察官、弁護人の量刑がそのまま大した差もなくされたので、あんまり不信感というか、こんなに減刑されちゃうのかということにはなかったように思いますが。

司会者

弁護人のほうで量刑の分布図みたいなのを見せたんですけども、それを用いてやったというのは何か分かりやすさに通じたとかそういうことはございますか。

1番

分かりやすかったんですけど、法廷ではなく評議の中で私達裁判員はやっぱ感情が出てというか、皆さん涙出したりというか、とてもこう、刑をどうこうというか、なかなか難しくても、余り、裁判員としてはやっぱりどうしようもなくというか、被告人、加害者のほうが本当に刑に服するというのを言っていたので、皆さんが納得しちゃったというところがあると思います。

司会者

3番の方の事件でもどうやら弁論に量刑分布図が示されてたようなんです

が、これを用いた弁論というのは聞いてていかがだったでしょうか。

3 番

そうですね。この事件に関して、何と言ったらいいんですかね、大体このぐらいという目安にはなると思います。今回の事件を照らし合わせてみて、果たしてここより短くていいのか長くていいのかとか、執行猶予が必要なのかという判断の上で、この資料というのはあってよかったかなと思います。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

私も3番の方と同じような重複する意見ですけれども、やはりこの根拠となるというか、そういう資料があったほうが明確になりますので、それを用いてやっていただいて、判断のほうはやはりしやすかったというか、判断材料の一つにはちゃんとなったなというような印象があります。

司会者

引き続いて評議ということで、評議の雰囲気、言いたいことが言えたかどうかという点、あるいは評議の間もう少し小まめに休憩をとってほしかったとか、充実した内容になってたのかと、どういう点でも結構ですので、お一人お一人からお聞きしたいと思います。では、今度は6番の方からお願いします。

6 番

評議について、裁判官がすごく発言しやすい雰囲気を作ってくれたので、すごく質問もしやすかったですし、他の方々も大変活発に議論されてたので、いろんな意見を聞くことができ、とても充実していたと思います。

司会者

それでは、5番の方お願いします。

5 番

私も6番の方と同じです。評議に関しましては、補充裁判員の方も含めて、非常に意見が言いやすい環境作りを裁判官の方がなされていまして、自分が言いたいこともたくさん言えました。また、あの場にいた他の裁判員の方も同じ気持ちだったんだろうなというぐらい活発に意見が出てたので非常によかったと思います。休憩等に関しましても、1時間置きぐらいに小まめに休憩をとっていただきましたので、特段圧迫感があるとかですね、トイレに行きたいとかそういうこともなく、非常にやりやすかったと思います。以上です。

司会者

4番の方をお願いします。

4番

評議の時間は、あっという間だったというような、何かそんな感じがします。中身、内容については、裁判長を初め、裁判員の方にいろいろ意見を出してもらおうとか何か質問ないですかとかそういったことで、いろいろ議論を盛り上げるというか、活発な評議にするためにいろいろ苦勞されてるなというのが分かるぐらい、いろいろ丁寧にやっていただいたかなというふうに思っています。ただ、評議ってこんなもんなのかというような気も一方でして、ちょっと私が担当したところで事実関係に争いがなかったということもあるのかもしれませんが、判決を出すに当たって、こんなあっという間に終わっちゃっていいのかなというような気持ちも一方でありました。以上です。

司会者

それでは、3番の方をお願いします。

3番

評議については、裁判官の方がすごく、とても接しやすい方で、皆さんのちょっと緊張をほぐしてくれるような柔らかい印象の方だったので、こちら

も意見を言いやすかったし、どんな意見でもどんどん言ってくださいというふうに言っていたので、こっちも何か変なこと言っちゃってるのかなと思いつつも、意見が言いやすかったかなと思います。以上です。

司会者

2番の方いかがでしょうか。

2番

私も評議についてはとても話しやすくて、ちょっと分からなくてどうか何とか思っていると、そういう表情で、裁判官の方がそういうのも見てくださって、何かありますかなんていうふうに声をかけてくださいました。そんなわけで私達も、6人の他にあと2人の補充裁判員の方達も一緒にいろんな意見が出ました。ただ、4番の方がおっしゃったように、私も最後の、何年というのを決めるそのときにですね、何となくこれでいいのかなというそんな感じがいたしました。だからそれが悪いとかいいとかじゃなくてなんです、やはり意見を全部出してないわけじゃないんですが、何となく難しいなって、これでいいのかな、本当に自分の意見としていいのかなという迷いが少し残ったまんまでの最後になってしまいましたんで、それがちょっと今残念なんです。でも、最終的にはやはり全員で話し合っただけで決めたこと、納得して決めたことなんだからという思いがあります。ただ、ほんのちょっとそんなのが残っております。

司会者

1番の方いかがでしょうか。

1番

私も皆さんと同じで、裁判官の方がとても私達裁判員の話しやすい場を作ってくださいって、私みたいな素人でも言いたい放題で、他とても話しやすく、素人の私が自分の感情というか思ったことをぱっと言っても、それを全然、それは間違ってるとかそうではなくてそういう意見もあるのよねという感じ

で優しく接してくれたんで、結構和気あいあいと意見が出しやすくてよかったです。

司会者

4番と2番の方からこれで決めていいのかなというような話がちょっと出たんですけども、やはり最終的に何年という自分の意見を票という形にすると思うんですけど、そういうことにするのにやっぱりためられる部分が、議論は尽くしたとしてもやっぱり最終的に1票を投じるのにためられる部分があったというような感じにお聞きしてよろしいんでしょうかね。2番の方いかがでしょうか。

2番

ためらうといたしますか、そうですね。やっぱりためらうというんでしょうか。でも、本当に決めたそのときはこれでいいと思ったんですけども、後でよくよく思い返して考えますと、何というんでしょう、評議時間全体がちょっと短いかなというふうに思ったんですね。ちょっとそういうふうに感じました。

司会者

評議の長さというのはなかなか難しいところがあって、やってみないと全然分からないというのが、やってるほうは正直なところなんです。やっぱりちょっと時間が足りなくて議論し足りないとか、そこまでは行ってないんでしょうか。

2番

そうですね。議論し足りないとは行ってないと思うんですけども、何と言ったらいいんでしょうね。本当に、じゃあこれから評議に入りますと入ってから、法廷を思い返しながらいろんな意見を言ってますけれども、それがすぐまたここで時間ですという感じになっちゃうような感じで。皆さんいろんな意見は言ってると思うんです。私もその場で思いつくことは言って

と思うんですが、何かそれが、その場で思いつくことだけで終わってるような感じで、もうちょっとゆっくり考えたいなという。なかなかそれは難しいと思うんですね。こういう裁判という制度の中では。だから裁判官はすごいなというのを思いました。後から。その決められた時間の中で期限の中でそれだけのものを出していくという裁判官と、弁護士とか検察官とか全部一緒になってですけれどもね、その中で最後に裁判官が何年というのを決めるというのはすごく大変なことなんだなというのを感じたんですね。もうちょっと何というんでしょうね、話してるうちに意見が少し変わってくるというか固まってくるというか、そういう時間が欲しかったなと思ったときがあったんです。出し切れないというのではないんですけれどもね。うまく言えなくて申しわけないですが。

司会者

4番の方はいかがでしょうか。

4番

私も2番の方と同じような形にはなるんですけど、本当にですね、自分の意見は言えて、皆さんもいろんな意見は、自分の意見は多分言えたと思うんですけども、素人の考えとして、印象として何かこう、あらかじめ決まった期日はありますけれども、その中で判決を出すというところで、お尻は決まっているというところはあるんですけども、何か、結局一日一日がぎゅっといろいろ、すごくいろんなぎゅっと詰まった形にやっぱりどうしてもなってると思いますので、そうした中では、時間がやっぱり短いというか、それで、その時間設定が裁判所と検察官と弁護士と話し合っただけの日程ということではあると思うんですけども、人を裁くというか、そういうところに対してこの期日設定でいいのかどうかというところはですね、議論が足りなかったとかそういう話ではないんですけども、何かすごくあっという間に終わったと。一日一日があっという間に終わってというようなところに

なっていて、それで判決を出すというところで、ああ、本当にあっという間に終わるんだなというような、何かそういう印象があったというようなところですかね。自分の意見は言えて、それはそれで、時間があつたから自分の意見が変わったかどうかというところは多分変わってないとは思いますが、何か本当にあっという間に終わるんだなというような、そういう印象があったというようなところです。

司会者

今の時間設定の問題もあると思うんですけれど、私達にとって、特に裁判官にとっては悩ましい問題だと思うんですが、裁判所のほうから何か御意見ありますか。

諸徳寺裁判官

議論が足りないというのはやはりあってはならないことなので、十分な時間を確保しようとするのは、議論をし尽くせる時間を確保しようというのは当然第一に考えているところです。かつ、場合によっては判決期日を変えるということもあり得るわけで、無理やり時間がないのでここでというのをやろうとも考えていないんですが、やはりもう少し時間があればと、こうおっしゃる方々がいるのは十分心にとめて、今後またスケジュールを立てるときにですかね、更に時間については慎重に検討していきたいというふうに思います。ただ、あと何時間やればとか何日やればとかいう見極めというのはかなり難しいところもありますので、これで皆さん御意見十分おっしゃられましたかという意思確認を、そのスケジュールを事前に立てるだけではなくて、評議の中で十分意見をおっしゃっていただけたかどうかというのをきちんとこちらで確認をしつつ進めることも重要なんだろうと、今聞いてて思った次第です。

司会者

もう時間が迫ってしまったので申しわけないんですけれども、この後、記

者からの質問もございますので、この程度で評議の話は終わりにさせていただいて、最後に、裁判員を務めてみて法曹三者に望むこと、あるいはこれから裁判員を務められる方にメッセージをいただければと思います。では、これは1番の方からお願いします。

1番

私は参加させていただいて自分なりの意見が評議のところでもよく話せたし。ただ、私が参加した事件では、ちょっと家に帰ってから涙がこぼれたりとか、そういうのは他のお友達もあったりして、大変な部分もありましたけれども、やはり人生の中でいい経験をさせていただいたなと私自身は思いましたので、余り深く考えずに参加されたらいいなと思います。近所の方にも私は何人かのお友達には、いい経験したので、もし抽選で当たったら参加されるのもいいわよという感じで話はしましたけれども。あんまり深く考えないで参加させていただきました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。では、2番の方お願いします。

2番

私も同じで、これからは機会がある方はぜひ参加なさったらよろしいんじゃないかなと思います。せっかくこういう制度を作ってくださったんですから、そういう権利といいたましようか義務といいたましようか、こういう制度を利用して、裁判員制度、やはり参加すべきだと思います。それから、私は裁判官ってもっとおつかない方かなと思ってたんですが、今回裁判員制度に参加してみて、皆さんすごくフレンドリーでいい方でびっくりしました。堅いお仕事をしてらっしゃるのに、温かい方が多かったかなというふうに印象を持っております。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方お願いします。

3 番

私も参加してみてすごくいい経験になったと思うし、友達も候補者に選ばれたこともあったんで、ぜひ参加していただければと、嫌がらずにぜひチャレンジしていただきたいと思います。あと、本当に裁判官や検察官，検察官はちょっとあれでしたけれど。裁判官の方は本当に優しくて，私でも分かりやすく話をしていただいたり，本当に周りの雰囲気をも温かくしていただいて，本当に分かりやすく審理もできたんで，よかったと思います。

司会者

ありがとうございました。では，4 番の方をお願いします。

4 番

私も今までの方と同じような感じなんですけれども，ぜひ機会があればやっていただきたいというふうに思います。やっぱりやってみるといろんな，本当に見ず知らずの方と会って，そこでいろんな人の考えが聞けるということは，それが自分の考えと合わないということも当然あるんですけれども，そういういろんな，一つの物事に対していろんな意見が出てくるということに対しては，非常に自分自身にとって有益だったなというふうに思います。あと，裁判員制度についてなんですけれども，私の周りで結構いろんな会に私が出席してる関係で，ちょっと選ばれてというような話をする機会があったりはするんですけれども，そこで出てきた意見としてはですね，そもそも選ばれたことを言っているのかというようなこともあったりですとか，何かどっちかというとはですね，裁判の秘密というか，そっちのほうで前面に出て世の中に伝わってるんじゃないかなというふうに思います。なので，そのあたり，この制度が導入されたときにすごくいろいろPRとかもされてたというような記憶があるんですけれども，どっちかというそっちの秘密というところがやっぱり前面に出ちゃってるようなところがやっぱり私の周りでちょっとあったなというようなところで。裁判員に選任されたときにですね，

その選任のときにも、選任については言っていたいて構いませんというようにそういうお話があったかと思うんですけれども、そのあたりをもう少し、もう裁判員制度が始まって結構時間もたってるというところもありますので、そのリマインドというか、何かどうしても秘密というところが前面に出ちゃってるところがやっぱり世の中あるのかもしれないので、そのあたりうまくPRしていただければなというふうに思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方お願いいたします。

5番

私もですね、裁判員裁判を経験させていただいて、冒頭に述べさせていただいたとおり、自分自身も非常にいい経験になったと思いますので、これからやられる方にはぜひ、積極的にとは言えないかもしれないんですけれども、できる限り参加していただければと思います。法曹三者に望むことというところなんですけれども、今4番の方がおっしゃったことに重複するのかもしれないんですけれども、どうしても裁判員裁判というのはネガティブなイメージが先行してると感じております。遺体の写真が出ないのかとかですね、それからそれを見た後の心的障害、ストレスのケアはちゃんとなってるのかとかですね、いろんな事実と異なる、うわさと言ってはあれですけれども、話が世の中に先行して出てるかなという感じを受けております。なのでですね、サポート体制もしっかりしてると私は感じておりますし、そういったところをもっと積極的に啓蒙活動を行うことで、より参加しやすい環境を作っていってほしいと思っております。あともう一つ、こちらも申し上げたいことは守秘義務の範囲ですね。これは非常に曖昧で、どこからどこまでが言っちゃ駄目なのかというのが、何というんですかね、今でもよく分からないところがあってですね、評議の中の話は言っちゃ駄目とかですね、そういったところもあるんですけれども。書面で何か申請したとか宣誓したとかそうい

ったこともないので、その守秘義務のところはもう少し明確にさせていただけるとありがたいなという感じは受けました。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方お願いいたします。

6番

裁判員裁判を通して、非常に裁判官に雰囲気をよくして、臨みやすい形で過ごしたので、自分で大変ためになる経験をさせてもらったと思います。やはり周りに選ばれる人が余りいないので珍しがられ、どうであったかとかよく聞かれるんですけども、5番の方がおっしゃったように、正直どこまで話していいかが分からないので、あやふやに知り合いには伝えたりはしてるんですけども、そこは5番の方と同じ意見ですね。でも、参加して思ったのは、ぜひこれからなる方も参加して、選任のときに辞退もできるので、その場に行ってみるというのも、試しに行ってみるというのも大事だと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、引き続いて記者の方からの質問に移りたいと思いますが。

A社

幹事社をやらせていただいていますので代表してお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。では、まず裁判員の皆さんに、判決を決める上で心がけたことをお聞きしたいんですが、よろしくお願いいたします。

司会者

では、6番の方からいきますか。お願いします。

6番

心がけたことですね。それは実際この裁判員に選ばれる前のテレビとかで見てる判決とかの印象と、実際自分が担当した事件の結果二十数年になった

ときに、こんなものなのかと思った感想はあったんですけども、裁判官がいろいろ教えてくださったので、それが分かりやすく参考になったので。そうですね。公平に、そういう裁判官の方々の参考にしつつ、判決を自分なりに意見を述べて決めることができたと思います。以上です。

司会者

では、5番の方をお願いします。

5番

私が心がけたのは公平性です。私が担当させていただいた事件は先ほども申し上げたとおり非常に凄惨なもので、どうしても被害者のほうに感情が寄ってしまうんですけども、加害者側が一部弁済をしたとかですね、これは金額的には非常に微々たるものなんですけれども、そういった一部弁済がなされると減刑されるとか、そういった法的なところもありますので、少しばかりの金額だったんですけども、やっぱりそれはきちっとしてなされたことだから公平に判断しないとイケないだろうとかですね、その公平性に自分は重きを置いて臨ませていただきました。以上です。

司会者

では、4番の方をお願いします。

4番

私もちょっと5番の方と重複するような内容にはなるんですけども、私が担当させていただいた事件も結構テレビとかいろんな報道がされる事件だったので、実際、本当に5番の方がおっしゃったように、その報道に心をとられちゃうと、どうしても被害者側というふうな形になってしまいますので、ちょっと報道機関の方からの質問で答えるのもあれですけども、その期間中はですね、ニュースですとか新聞ですとかそういったものを極力見ないようにしております、裁判で聞いたこと、見た資料、それに基づいて判断するように心がけておりました。以上です。

司会者

では，3番の方お願いします。

3番

どうしても評議とかいろんな話を聞いてると，被告人の環境とかがちょっとかわいそうなのかなとか，そういうのもどうしてもちょっと感じてしまうところもあったんですけど，裁判官に罪を憎んで人を憎まずというのを言われて，あくまでも罪の部分を考えていただいて，感情は中に入れてないようにしてくださいということも言われてたので，判決を決める部分で抑えることができたというか，そういうのはできたと思います。

司会者

2番の方お願いします。

2番

私も裁判官から大体こういう罪の場合はこういう刑があるというような，そういったアドバイスというか，教えていただいて，まるっきりそういうのが分からないものですから教えていただいて，それをもとに，それから被害者からのいろんな要望というか意見とかそういったのを聞いたのを思い出したりしながら決めました。ただ，本当にまるっきりの素人ですので，そのときにはやはり裁判官に結構お聞きしたりして，みんなで決めました。

司会者

では，1番の方お願いします。

1番

私も皆さんと同じに公平性を持って，何というんでしょう，最終的にはそういうふうに被害者，加害者関係なく公平に，こんな場合はこういう刑になるということを裁判長からお聞きして，それに基づいて自分の意見というか自分でまとめて，公平性に基づいてやってみました。

A社

ちょっと前後するんですけども、裁判官からの量刑の相場とかですね、こういう意義について説明があったかと思うんですけども、それが分かりやすかったかどうかという質問についてちょっとお聞きしたいんですが、お願いいたします。

6番

説明はとても分かりやすく、納得できました。以上です。

司会者

では、5番の方お願いします。

5番

同じですね。分かりやすかったです。

司会者

では、4番の方お願いします。

4番

私も分かりやすかったと思います。

司会者

では、3番の方お願いします。

3番

私も分かりやすかったと思います。

司会者

では、2番の方。

2番

同じです。分かりやすかったです。

司会者

では、1番の方お願いします。

1番

私も皆さんと同じで分かりやすくできました。

A社

ありがとうございます。続いて、先ほどちょっとどなたか発言されてたと思うんですけども、裁判員経験者への精神的な負担をどうやって軽減したらいいかということについては、負担があるないということも含めてお聞きしたいんですけども、よろしくをお願いします。

司会者

では、1番の方からでよろしいですか。1番の方をお願いします。

1番

最初に裁判員に選ばれたときに、精神的な負担になったときに、一応プリントというか印刷物をいただいて、自分がもしそうなったときにはどう対処したらいいというのをいただいてあったので、一応それは読んでおいて、精神的に負担というよりは、自分をその場に置き換えたときに、家に帰って何回か自然に涙が出てきたりというのはありましたけれども、自分としては余り、何というのかしら、精神的な負担は、うちに帰ったら忘れようというふうに自分で意識をして、裁判所に来たら皆さんと一緒に議論するという形に持って行って、どうにか無事に帰って、最初の頃は涙が出ましたけれども、そのうちにそれも大丈夫になりました。ちょっと私の担当した事件がとっても辛かったので、皆さん同じように女性の方は法廷でも時々涙が出てきたりしてました。以上です。

司会者

では、2番の方をお願いします。

2番

私の経験したところでは余り精神的な負担というのは感じなかったんですね。案外のほほんとして過ごしちゃうほうなのかもしれませんが。一生懸命やっただけなんです。ただ、いろいろニュースなどでそういうのを見たり、それから今回のオウムなんかですと、精神的ではないんですけども、や

はり長い日数で負担があつて、やれる人は限られるんじゃないかなという、そういう記事を見ますと、そこら辺が今後の問題点じゃないかなと思います。そして精神的なものについては、引き受けたときにこういったフォローする場がありますということを書いていただいたので、万が一そういう事件だったら、そういうの利用すればいいんだというふうな気持ちでやってまいりました。ですから、もしこれからそういうので、やっぱりやったら気分が悪くて続けられなくなったなんていう方も出るかもしれませんが、事前の説明をきちんとしておけば、その時点で辞退したりすることもできるんじゃないかなと思いますので、そういうふうにしてもいいんじゃないかなと思います。

司会者

では、3番の方お願いします。

3番

最初に資料でメンタルヘルスとかいうのもあったんで、やっぱりちょっと心が病んでしまう人もいるのかなというのを思いながら実際にやってみて、やっぱり刑を決める前日とかには少し、家では考えないでくださいとは言われててもやっぱりちょっと心の片隅にはあつて、ああ、どうしようというふうに悩んでしまう。ただ、そのメンタルヘルスにお世話になるまでは行かなかつたんですけど、どうしてもやっぱり精神的な負担というのは、この内容が重かろうが軽かろうが、それは変わらないことなので、このメンタルヘルスをもうちょっと、どんなことでも言ってくださいとあって、資料だけじゃなくて更にもっと言っていただいたほうがいいのかなどは思いました。

司会者

じゃ、4番の方お願いします。

4番

精神的負担というところについてはですね、私個人的には本当に特に何も

感じず、裁判所のほうからもですね、パンフレットですとかそういった案内もあらかじめいただいておりますので、そういったところについては負担と感じたことは特にございませんでした。それよりもですね、質問からちょっとそれるんですけども、私の場合は、精神的負担というよりも仕事の調整のほうが結構大変だったというところのほうが大きかったです。以上です。

司会者

では、5番の方をお願いします。

5番

これは非常に難しいなと思ってます。担当する事件によってそれぞれ多分違うと思うんですね。私が担当させていただいた事件というのは、ニュースにもなりましたし、結構世間を騒がせた案件ではあるんですけども。幸い少し前の事件ですので、具体的な証拠写真とかそういったものはないんですね。供述調書が非常に具体的なので、それを朗読を聞いている中で気分が悪くなってですね、冒頭で申し上げたとおり二、三日ちょっと眠れなかったりとか、私の場合はラーメンが何日か食べられなかったりとかですね、そんなようなことがあるんですけども、今は治ってます。ただ、例えばですけども、これが少し前に起きた神戸の女児殺害事件ですかね、ばらばらにされたという事件があったと思いますけれども、ああいったものと多分精神的負担というのはすごく大きいんだと思います。したがって、サポート体制はいろいろ充実してるとは思うんですけども、説明のときにですね、例えばこういった事件でこういった心理的ストレスを受けた人がいるんだけど、こういうサポートで無事改善してますよとか、具体例とともに説明をしていただけると、もう少し安心して臨めるのかなという気はしました。非常に難しい案件だなという感じはします。以上です。

司会者

では、6番の方をお願いします。

6 番

皆さんと重複する部分が大分あるんですけども、裁判後のケア、サポートもありますし、そうですね、個人的にも精神的負担は特に感じませんでした。以上です。

A社

ありがとうございます。そうしましたら、最後にちょっとまとめて改めてという形になりますが、裁判員制度でよいと感じた点、逆に課題だと感じた点、若しくはこういった点を改善してほしいといったような点があったらお聞かせください。よろしく申し上げます。

司会者

では、1 番の方から申し上げます。

1 番

裁判員制度がよいというか、私はよい悪いではなくて、ただ私達素人でもこういう場面、要はニュースとかそれから映画とかそういうところではこういう裁判とかそういう画面を見てたんですけども、今回自分が参加できて、すごく知らない世界というか知らない社会というか、その場に立ち合わせていただいたというか、それがすごく私には人生の中でとてもいい経験になったというのがいいことだったかなと思います。

司会者

では、2 番の方申し上げます。

2 番

そうですね。私も裁判員制度でよいと言ったら変なんですけど、とにかく経験させていただいたということで、私自身この機会は一生涯懸命いろんなことを考えましたし、それから何か、この国の一員と言ったらオーバーなんですけれども、何かそういうものに関わってるんだというので、すごく楽しかった、言葉は悪いんですが、楽しかった部分もあります。そういう点が、国を

思ったり、日本人なんだ、頑張らなくちゃとか、そういうふうに思える、ちょっとしたきっかけにでもなったらいいんじゃないかなと思いました。課題とか改善すべき点というのは、この1つ前に精神的負担の軽減とかそういう問題が出ましたけれども、そういったようなものがついてくるといふことがあるぐらいですけれども、それは裁判所のほうで徐々に改善してくださるんではないかなと思いますので、この制度はとてもいい制度ですし、皆さんに経験してほしいと思います。

司会者

では、3番の方をお願いします。

3番

参加してみて、とてもいい経験にもなったし、まして裁判所なんてめったに来られないところではあるので、とてもいい経験になったと思います。改善すべき点と言っていいのか分からないんですけども、最初の抽選の仕方、いきなりぱっと何番の方、何番の方って出たような気がするんですけど、その判断基準というか、どうやって選んでるのかなというのが、ぱっと選ぶ感じがしたんで、その選び方と言ったらいいのか、何と言ったらいいんですかね、何かこう、あきらめがつくじゃないけれど、何か自分で引いちゃったとかそういう選び方のほうが逆に何かこう、いいのかないかなという気はしました。

司会者

では、4番の方をお願いします。

4番

よかったと感じたというところについてはですね、選挙じゃないですけども、国民の義務を果たせたかなというような、そういうある一つの結果を出したという、みんなで話をして結果を出したというところに対しては、そういったところで義務をちゃんと果たしたかなというような、言葉は悪いですけれど、達成感というか、何かそういったものを感じられたというところ

はよかったのかなというふうに思います。課題というところではないんですけども、実際この通知が来て、この日に選任手続きしますから来てくださいというような通知が来たとき、当日行ってみて、自分が思った以上にですね、欠席してる人が多かったというか、来てる人が少なかったという、ああ、こんなに来なくてもいいものなんだというような、そういう印象がありました。むしろ私の場合はこんな少なかったらぜひ選んでくれというふうに、そういうふうに思っていました。実際、冒頭でもちょっと言いましたけれども、もしかしたら裁判員の選任の手続に呼ばれるというのはこれが最後かもしれないなというような気持ちもありましたので、実際呼ばれたんだっただけで選んでくれという、むしろそんな形で会社のほうとも話はしてきました的な気持ちでもちょっといたので、結果、選ばれてよかったなというふうに思っています。そんなところです。

司会者

5番の方をお願いします。

5番

よいと感じたことはですね、今4番の方がおっしゃったことと重複しますが、国民の義務を果たせたというのと、それから裁判を通じる中で人間的に成長できたかなと感じております。それとですね、その成長できたというのは、他の裁判員の方と話をすることで成長できたという部分もありますし、被告人へ質問するという、これは参加しないとあり得ないような経験だと思うんですけども、そういったことも臆することなくできた。これも裁判官の皆様のリードがあった上でのことなんですけれども、そういったことを通じて成長できたかなと思っています。一方で課題点のところはですね、こちらも4番の方とも重複しますが、逆に私は選任手続きに来たときには四十二、三名いたと記憶しております。結構多かったなと記憶してるんですね。私は勘違いしてまして、選任手続きに行ったらほぼ選ばれるものだと思っ

てたんですね。だから、これで選ばれなかったら結構会社と色々なスケジュール調整したのになとかですね、そんなところもあったので、私は選ばれましたけれども、選ばれなかった多くの方も当然そのような気持ちで来てると思いますので、そこに対するケアがもう少しあってもいいのかなという気がしました。それともう一点、長くなって申しわけないんですが、私が担当させていただいた事案は共犯者が非常に多くてですね、事前の情報ってほとんどないんですよ。当然ないんですね。法廷に入って話を聞いているんですけども、いきなり知らない人の名前が飛び交うんですね。共犯者の何々、何々。そうするとですね、その時々で、この人って誰だろうとか、結構、頭の回転、頭を使うなという印象があつてですね、共犯の方がいる場合とかは、出せる出せないの範囲があるんだとは思いますが、もう少し事前に情報があると、より理解が進むのかなという印象は受けました。以上です。

司会者

では、6番の方をお願いします。

6番

よかったと感じたところ、私は裁判員裁判に興味があつたので、選任手続に行ったとき、5番の方と同じ日だったんですけども、すごい人数がいたので、あっ、選ばれないかなと思いつつ、結果、最後に選ばれて、言い方は悪いかもしれないですけど、よかったと思って。実際に経験させていただいて、今後のいろんな裁判とか事件の見方がより深く見れそうな経験をできたかなと思いました。反対に課題だと感じた点は特にありませんでした。以上です。

A社

ありがとうございます。

司会者

他には特によろしいでしょうか。では、少し時間が延びてしまったんですけども、これで意見交換会を終了させていただきます。本日は大変お忙し

い中御出席いただき，ありがとうございました。

以 上